

第3号議案

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則の制定について

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則を別紙のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則
統計調査条例（平成四年宮城県条例第十五号）の施行については、知事が行う県統計調査の例によ
る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会統計調査条例施行規則の制定の概要

1 制定理由

統計調査条例（平成4年宮城県条例第15号）では、知事その他の執行機関は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成等を行う場合に限り、その行った県統計調査に係る調査票情報を、当該国の行政機関又は他の地方公共団体に対して提供することができることとされている。

今般、当該条例の一部改正により、調査票情報を提供することができる者等の範囲が拡大され、その具体については、執行機関が規則で定めるところとされたため、新たに教育委員会規則を制定するもの。

2 制定内容

教育委員会が行う統計調査については、知事の行う県統計調査の例によるものとし、以下について定めるもの。

- (1) 県基幹統計調査の立入検査をする者に携帯させる立入検査従事証明書の様式
- (2) 調査票情報の提供を受けることができる者
- (3) 調査票情報の提供を受けることができる統計の種類

3 施行日

令和2年4月1日

県統計調査にかかる調査票情報の提供対象者の拡大について（イメージ図）

		調査票情報の提供対象者	
		旧（現行）	新
利用目的			
統計の作成等 又は 調査対象者 名簿の作成	【条例】	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関 ○他の地方公共団体 （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関 ○他の地方公共団体 ○これに準ずる者として規則で定める者
	【施行規則】	（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法第2条第2項に規定する独立行政法人等（※1） ・統計法施行規則第10条で規定する者（※2）
統計の作成等のみ	（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の者（「公的機関」という。）が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関から委託され、又は共同で行う調査研究にかかる統計の作成等 ・公的機関が費用を補助する調査研究にかかる統計の作成等 ・公的機関が、有用又は特別な事由と認める統計の作成等

【条例】・・・統計調査条例（平成4年条例第15号） 【施行規則】・・・宮城県教育委員会統計調査条例施行規則（統計調査条例施行規則と同様）

※1・・・独立行政法人のほか、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本年金機構、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園等

※2・・・会計検査院、地方独立行政法人（県内では子ども病院、宮城大学、県立病院機構）、地方3公社（道路、土地開発、住宅供給）

改正後	現行	備考
<p>第一条 略</p> <p>（立入検査従事者証明書）</p> <p>第二条 条例第六条第二項に規定する証明書は、立入検査従事者証明書（様式第一号）とする。</p> <p>（調査票情報の提供を受けることができる者）</p> <p>第三条 条例第十条第一号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項に規定する独立行政法人等</p> <p>二 統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）第十条に規定する者</p> <p>（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）</p> <p>第四条 条例第十条第二号に規定する規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。</p> <p>一 行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等</p> <p>二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等</p> <p>三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認めると認める統計の作成等その他の特別な事由があると認める統計の作成等</p> <p>附則 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>（実地調査従事証明書）</p> <p>第二条 条例第六条第二項に規定する証明書は、実地調査従事証明書（様式第一号）とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則 略</p>	

(表面)

第 号	立入検査従事者証明書
	県基幹統計調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、統計調査条例第6条第1項の規定により、 立入検査をすることができる者を証明します。
	有効期限 年 月 日
年 月 日	宮 城 県 知 事 印

写 真
縦 4.0 cm
横 3.0 cm

(裏面)

統計調査条例 (平成4年宮城県条例第15号) (抄)

(立入検査等)
第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、第4条の規定により申告を命ぜられた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県基幹統計調査に関する事務に従事する者に対し、必要な場所に入ら入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする県基幹統計調査に関する事務に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽をせず、若しくは虚偽の虚偽をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際現に交付されている改正前の統計調査条例施行規則様式第一号による実地調査従事者証明書は、改正後の統計調査条例施行規則様式第一号によるものとみなす。

(裏面)

第 号	実地調査従事者証明書
	県基幹統計調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、統計調査条例第6条第1項の規定により、 実地調査をすることができる者を証明します。
	有効期限 年 月 日
年 月 日	宮 城 県 知 事 印

写 真
縦 4.0 cm
横 3.0 cm

(裏面)

統計調査条例 (平成4年宮城県条例第15号) (抄)

(実地調査等)
第6条 知事等は、県基幹統計調査のため必要があると認めるときは、第4条の規定により申告を命ぜられた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県基幹統計調査に関する事務に従事する者に対し、必要な場所に入ら入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により実地調査をする者は、その職務を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による実地調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、料所に処する。
一 第6条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は同項の規定による質問に対して虚偽をせず、若しくは虚偽の虚偽をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。